

広島県告示第二百九十三号

平成十七年広島県告示第千二百二十五号（広島県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の規定により県の機関が定める保存、作成、縦覧等、交付等及び立入り等に係る帳簿、書類等）の一部を次のように改正する。

平成二十六年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一の表身体障害者福祉法施行細則（昭和三十四年広島県規則第五十九号）の項を削り、二の表食品衛生法に基づく営業の基準等に関する条例の項中「同号へ(2)、(4)及び(1)」を「同号へ(3)、(5)及び(12)」に改め、同表民生委員法施行細則（昭和二十三年広島県規則第七十四号）の項中「第五条」を「第四条」に改める。